

問題の経緯

首都圏近郊の園芸農業者から、最近、農地法大改正の観測記事をよく目にするが、農地法改正は本当に実現するのか、あるいは改正の意図とポイントは何かとの相談があった。

このコーナーでは、分かりにくい法律に關係する素朴な疑問や問題に、法律に詳しいジャーナリストが解説しています。さて、今回の問題は？

どうなる？
どうする？
こんなとき
(第4回)

農地法改正の実現 はあるのか？ 意図は何なのか？

Q..農地法大改正は本当に行なわれるのでしょうか？
A..農水省が農地法を大改正すべく作業を進めていることは、どうやら確かなようです。
Q..改正の狙いは何ですか？
A..92年に農水省が打ち出した新政策では、規模拡大と法人化の推進が掲げられ、これに付随して農業経営計画の認定制度が新たに導入され、従来の農地保有合理化事業も抜本強化されましたが、これだけでは規模拡大で顕著な効果があまり期待できません。しかも最近、新聞紙上を賑わしている金融機

関の不良債権処理問題とも絡んで、農地法の抜本改革が迫られるようになった次第です。

Q..改正のポイントは何ですか？

A..恐らく農協系金融機関が抱える不良債権問題が一つのポイントだと思います。農協融資は農地担保が基本ですが、借り手の農家が返済できなくなった場合、貸し手の農協は担保となつて農地を回収することになります。現行農地法では農協が担保を回収しても、自由に売れないし、また買ってくる農家も少ない。農地売買に大きな制約があつて農地の流動化が期待できないですね。

Q..農地保有合理化事業では限界がありますか？

A..農地保有合理化事業も抜本強化では、担保として回収した農地を農協が所有できるようになり、農協が中間耕作という形で農業経営が可能となりましたが、所詮、農協が農業に乗り出しても、よほど条件が整わない限り、失敗することが目に見えているだけです。

Q..結局、担保として回収した農地は規模拡大を目指す農業者に集積することが望ましいということですか？

A..その通りです。しかし現行の農地価格は、買うには高すぎる、また借りるにしても、賃貸料が高すぎるので、思うように農地の利用増進が進んでいないのが現状です。また売買や賃貸で市町村の農業委員会の承認が必要となれば、同じ地域に住む農業者が対象となる傾向が強くなり、これでは農地の流動化が期待できません。

Q..、それで一挙に農地法を抜本改正して農地の流動化を図る狙いがあるんですね。

A..その通りです。農協系金融機関の不良債権処理と連動して規模拡大を誘導したいというのが農水省の方針ではないでしょうか。

Q..それでは農地価格や賃貸料は下がりますか？

A..純農業地帯では、離農が増え、新規就農や規模拡大を図る農業者が少ないため、農地価格が下がる方向にあることは確かです。一説には収益還元法というのでしょうか。その農地での収入に見合った価格に農地が下がっていくという見方が一般的に拡がっています。しかしあまり下がると、これまた大きな問題となります。

Q..ありがとうございました。

相談者募集のお知らせ

編集部では、皆様からの質問のお手紙を募集いたしております。誌面上は、氏名の掲載をすることはありませんので、安心してご応募ください。ただし、編集部より詳細について質問をさせていただくことがありますので、氏名、住所、電話番号は必ずご明記ください。

応募先：〒169 東京都新宿区高田馬場4-30-19 マキオビル
(株) 農業技術通信社「農業経営者」編集部宛